

佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第34号

佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則

佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第4条 <u>特例政令第6条</u>の公告は、財務規則第102条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告を少なくとも24日前に行う旨を示したときは、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）に、佐賀県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>(指名競争入札の公示等)</p> <p>第5条 <u>特例政令第7条第1項</u>の公示は、前条の規定の例により行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(入札説明書の記載事項)</p> <p>第10条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>特例政令第6条又は第7条第1項の規定により公告又は公示をするものとされている事項</u>（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）</p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第4条 <u>特定調達契約に係る施行令第167条の6第1項の規定による公告</u>は、財務規則第102条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告を少なくとも24日前に行う旨を示したときは、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）に、佐賀県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>(指名競争入札の公示等)</p> <p>第5条 <u>特例政令第7条第1項の規定による公示</u>は、前条の規定の例により行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(入札説明書の記載事項)</p> <p>第10条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>特例政令第6条若しくは第10条第5項の規定により公告をするものとされている事項又は特例政令第7条第1項若しくは第10条第6項の規定により公示をするものとされている事項</u></p>

改正前	改正後
<p>(2)～(7) 略</p> <p>(落札者等の公示)</p> <p>第13条 収支等命令者は、特定調達契約につき一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、特例政令第11条に規定する公示を佐賀県公報により行わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(いずれも特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。)</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(複数落札入札制度による場合の予定価格)</p> <p><u>第10条の2 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合の予定価格は、財務規則第105条第2項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。</u></p> <p>(落札者等の公示)</p> <p>第13条 収支等命令者は、特定調達契約につき一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、特例政令第12条に規定する公示を佐賀県公報により行わなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。